

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

○全国を地区とする信用金庫連合会の債券の発行に関する政令関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
現行政令第1条の規定を廃止することとされているが、これは、会社法の施行により現行商法第298条の規定が廃止されることに伴うものであり、改正後において、全国連合会債について既発債の未払込みがある場合にさらに募集することを禁止するという趣旨ではないと考えてよいか。	貴見のとおり
第6条中に「当該発行した連合会債」とあるのは、「当該発行した全国連合会債」とした方がよいのではないかと。	貴見のとおり